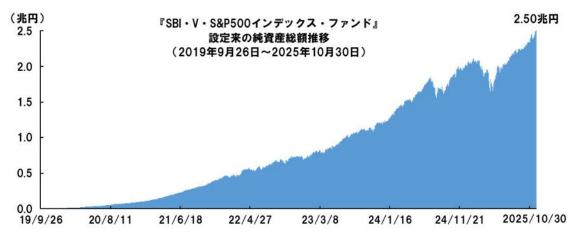
商号金融商品取引業者加入協会

2025 年 10 月 30 日 SBIアセットマネジメント株式会社 関東財務局長(金商)第 311 号 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

# 『SBI・V・S&P500 インデックス・ファンド』の純資産総額 2.5 兆円突破のお知らせ

SBI アセットマネジメント株式会社が 2019 年 9 月に設定した「SBI・V・S&P500 インデックス・ファンド(愛称:SBI・V・S&P500)」(以下、「本ファンド」といいます。)の純資産総額が 2.5 兆円を突破し、2 兆 5,044 億円となりましたのでお知らせいたします。

本ファンドは、SBI アセットマネジメントが、世界最大級の投資信託会社、かつインデックスファンドの草分け的存在である米国バンガード社と共同組成した公募投資信託で、米国株式市場の動向を示す代表的な株価指数である S&P500 に連動をめざすファンドです。



本ファンドは、年率 0.0938% (税込) 程度という低い信託報酬率に加え、従来の NISA および 2024 年 1 月からの新 NISA におけるつみたて投資枠や成長投資枠等の税制優遇口座での活用など を背景に、投資家の皆さまから評価をいただき、2019 年 9 月 26 日の設定から 2025 年 9 月末まで 73 ヵ月連続で資金流入超が継続し、2.5 兆円を達成いたしました。本ファンドの残高は国内公募 投資信託 5,174 ファンドの中で 5 位<sup>※1</sup> の規模を誇り、S&P500 インデックスファンドでは業界 2 位の残高となっています。

本ファンドをはじめ、バンガード社の ETF (上場投資信託) を活用した SBI・V シリーズ全体 (年4回決算型を含む 13 ファンド) の純資産総額は約3.0 兆円となっており、本ファンドを含む 米国株式投資型インデックスファンド 10 本の純資産総額合計も3.03 兆円\*2 に達しています。

今後も「顧客中心主義」のもと、良質かつ低コストの運用商品を提供すると共に、様々な仕組みによりファンドのパフォーマンス向上を目指し、投資家の皆さまの最適な資産形成に貢献してまいります。

以上

※1:公募の追加型投資信託(ETF 除く)として、ウエルスアドバイザー株式会社の情報を基に SBI アセット調べ (2025 年 10 月 29 日現在) ※2:SBI アセット調べ (2025 年 10 月 29 日現在)

(金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第311号、加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会)

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。



## 投資信託にかかるリスク

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。 信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因や留意点としては以下のものがありますが、以下に限定されるものではありません。詳しくは各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご確認ください。

※投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本保証はありません。

### 主な変動要因

●株価変動リスク ●為替変動リスク ●信 用 リ ス ク ●流 動 性リスク ●カントリーリスク

#### その他の留意点

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・ 有価証券の貸付取引を行う場合は、取引先リスク(取引の相手方(レンディング・エージェントを含みます。)の倒産等により契約が 不履行になること)が生じる可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に 生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とする マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れETF(上場投資信託証券)に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

インデックス・ファンドにおける基準価額とベンチマークの動きの乖離リスクについて

インデックス・ファンドは対象とするインデックスに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ただし、主として以下の要因等により、ベンチマークの変動を基準価額の変動に適正に反映することができない場合がありますので、ご留意ください。

- ・ 上場投資信託証券の約定価格と基準価額の算出に使用する上場投資信託証券の価格に差が生じた場合
- 上場投資信託証券の投資対象市場と取引市場の時差による影響
- 上場投資信託証券を利用した場合において、上場投資信託証券の価格と連動対象指数の値動きに差が生じた場合
- 上場投資信託証券の最低取引単位の影響
- 売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等の負担
- ・ 連動対象指数の採用銘柄の変更や指数の算出方法の変更等による影響
- ・ 大幅な変動や急激な変動、流動性の低下等により、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合
- \*上記の要因は主なものであり、上記以外の要因によっても運用目標が達成できない場合があります

### お客様に直接・間接にご負担いただく費用等

(お買付時に直接ご負担いただく費用)

● お買付手数料 ありません

(途中解約時に直接ご負担いただく費用)

● 信託財産留保額 ありません

(保有期間中にファンドが負担する費用(間接的にご負担いただく費用))

- 信託報酬(2025年10月28日現在): 0.0938%(税込)程度 ※成功報酬制はありません。
- ●その他の費用

ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(法律顧問・税務顧問等への報酬を含む)、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。

\*これらの費用は監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。



# 投資信託ご購入の注意

- ●投資信託をご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、もしくは同時にお受取りになり、内容をご確認ください。
- 投資信託は値動きのあるものであり、元本保証、利回り保証、及び一定の運用成果の保証をするものではありません。したがって、運用実績によっては元本割れする可能性があります。
- 投資信託の基準価額の下落により損失を被るリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。